

名古屋経済大学 経済・経営研究会会則

制定	平成 5 年 4 月 1 日
改正	平成 14 年 4 月 1 日
改正	平成 20 年 9 月 1 日
改正	平成 27 年 4 月 1 日
改正	令和 元年 6 月 1 日

(名 称)

第1条 本会は、名古屋経済大学 経済・経営研究会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、経済・経営に関連する専門分野の研究および調査を行い、学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は、名古屋経済大学内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究会および講演会の開催
- 2 その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員：名古屋経済大学の専任教員であって入会した者
- 2 大学院学生会員：名古屋経済大学大学院の学生
- 3 準会員：評議員会において入会を認められた者
- 4 名誉会員：この会に正会員として所属し、この会の発展にとくに顕著な功績のあった者で評議員会の承認を得た者

(評議員会)

第6条 本会に評議員会を置き、本会の正会員をもって評議員とする。

- ② 評議員会は、会長が招集し、年1回以上開催する
- ③ 評議員会は、評議員の過半数により成立し、議決は、出席者の過半数による。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
 - 2 副会長 1名
 - 3 編集委員 若干名
 - 4 庶務会計委員 若干名
 - 5 その他評議員会において必要と認めた委員
- ② 役員は、評議員会において互選し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - ③ 役員は、役員会を構成し、会務を執行する。

(改 正)

第8条 本会則の改正は、評議員会の過半数の議決によって行うものとする。

(施 行)

第9条 本会則は、令和元年6月をもって施行する。

「経済経営論集」編集規定

制定	平成 9 年 4 月 1 日
改正	平成 14 年 4 月 1 日
改正	平成 20 年 9 月 1 日
改正	平成 27 年 4 月 1 日
改正	令和 元年 6 月 1 日

- 1 本誌は、名古屋経済大学経済・経営研究会および消費者問題研究所の機関誌として会員の研究成果の発表およびこれに関連する討論の場を提供するために発行する。
- 2 本誌は、別の会則に定める正会員・準会員・名誉会員・大学院学生会員、ならびに正会員と連名の共同執筆者の経済経営に関する論文・研究ノート・資料（翻訳を含む）・その他で構成される。原稿は原則として日本語または英語で記述する。
- 3 投稿を希望する者は、所定の申し込み用紙に記入の上、編集委員会に提出する。なお、大学院学生会員については、指導教員の推薦状とともに提出することが望ましい（推薦状については、遅くとも原稿提出時までには必ず提出すること）。
- 4 投稿原稿は、別に定められた期日までに編集委員会に提出する。
- 5 本誌の編集は、編集委員会の責任のもとに行なわれる。なお、大学院学生会員による投稿原稿については、本会の役員が認めた者の審査を経るものとする。
- 6 投稿は、未公刊のものに限る。
- 7 掲載された論文等の内容についての最終責任は著者が負うものとする。
- 8 掲載された論文等の著作権は原則として本研究会に帰属する。ただし、著者が著者自身の論文等を複製・再録・翻訳等の形で利用することに対し、本研究会はこれに異議申立て、もしくは妨げることをしない。
- 9 原稿の印刷に関し、編集委員会が特に費用を要すると判断したものについては、執筆者の負担とすることがある。
- 10 執筆者に対しての抜刷は執筆者の負担とする。

「経済経営論集」執筆規定

- 1 原稿の長さは、図および表を含め、16,000～20,000 字（英文の場合は 9,000～12,000 words）程度とする。ただし、編集委員会において特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 2 原稿は、MS-Word で作成された指定のスタイルフォームに従い執筆し、MS-Word ファイルと、そのファイルを PDF に変換したファイルを提出する。
- 3 原稿には、論文等のタイトル（英語タイトルは任意）、氏名、所属および職位を明記すること。なお、日本語または英語のキーワードおよび目次を付けることができる。
- 4 文献を指示する場合には、原則として、雑誌の場合には、著者、発行年、標題、雑誌名、巻、号、ページを、単行本の場合には、著者、発行年、書名、ページ、発行所を記すこと。

付 本執筆規定は平成 30 年 6 月より適用する。

名古屋経済大学消費者問題研究所規程

制 定 昭和 55 年 4 月 1 日
最終改正 平成 14 年 4 月 1 日

(名称及び所在)

第 1 条 名古屋経済大学消費者問題研究所（以下「本研究所」という。）を名古屋経済大学内に置く。

(目 的)

第 2 条 本研究所は、名古屋経済大学経済学部及び経営学部の教育及び研究活動の一環として、現代経済社会における消費者を取り巻く諸問題を科学的に調査研究し、もって消費者の権利の確立と消費者の地位改善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費者を取り巻く諸問題に関する理論的及び実証的研究
- (2) 消費者を取り巻く諸問題に関する資料の収集、整理及び保管
- (3) 研究成果の発表及び調査報告のための研究所報及び図書の刊行
- (4) 研究会、講演会、講習会等の開催及び講師の派遣
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事 業)

第 4 条 本研究所は、次の職員をもって構成する。

- (1) 所 長 1 名
- (2) 所 員 若干名
- (3) 研究員 若干名
- (4) 事務職員 若干名

(職員の選任)

第 5 条 所長は、所員会議において選出し、その任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 所員は、名古屋経済大学（以下「本学」という。）及び名古屋経済大学短期大学部の専任教員の中から、所員会議において選出する。
- 3 研究員は、本学及び名古屋経済大学短期大学部以外の研究者の中から、所員会議において選出する。
- 4 所長、所員及び研究員は、学長が委嘱する。

(所員会議)

第 6 条 所員会議は、所長及び所員をもって構成し、第 2 条に定める目的達成のための事業に関する基本方針を決定する。

- 2 所員会議は、原則として年 2 回以上開くものとし、所長が招集する。
- 3 所員会議の議事は、出席者の 2 分の 1 以上の賛成をもって決する。

(運営委員会)

第7条 本研究所に日常の運営のための運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、所長及び所員会議において選出された運営委員若干名をもって構成し、委員の互選により委員長を選出する。
- 3 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営状況の報告)

第8条 所長は、研究所の運営状況について適時経済学部・経営学部教授会に報告するものとする。

(会計)

第9条 本研究所の運営費は、本学の年間研究予算その他をもってあて、予算及び決算は、所員会議において決する。

(監事)

第10条 所員の中から、所員会議の議を経て、監事若干名を選出する。ただし、運営委員は、監事を兼ねることができない。

(細則)

第11条 この規程に定めるものの他、本研究所に必要な細則は、所員会議において定める。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、所員会議の議を経て、学長の承認を得るものとする。